

モバイル接続料の検証に関するヒアリング資料

※赤枠は構成員限り

KDDI株式会社

2023/5/9



- モバイル接続料の検証について、大きく以下 4 点の論点が挙げられておりますが、今回は「②原価の適正性の確保」に向けた論点のうち、**特に音声/データ伝送役務の配賦基準の検討に係る弊社の考え**についてご説明させていただきます。

＜モバイル接続料の検証に関する論点＞

- ①予測値の算定方法精緻化
- ②原価の適正性の確保
- ③利潤の精緻化
- ④需要の適正性確保



- 音声接続料は漸減傾向にあり、データ接続料も大きく減少しており、とりわけ大きな課題はないと認識しております。
- しかも、音声は市場が縮小し、新たなコミュニケーションツールの登場・普及、接続料算定コスト低廉化の必要性、PSTNマイグレーションといった現状認識・状況変化を踏まえて、現在、ビル&キープ方式の導入について政策議論されているところです。
- 一方、データはトラヒックの増加傾向が継続。データ接続料算定の精緻化・適正化によるデータ接続料の低廉化や、将来原価方式の導入によるMVNOの予見可能性の確保等を通じて、MNO・MVNO間の公正競争の確保が図られてきました。



- 仮に、音声/データ伝送役務の配賦基準を大きく見直すと、モバイルの音声接続料、データ接続料双方に大きな影響を与えることが想定されます。
- 現時点で大きな課題がない中、また、近い将来の音声接続料へのビル&キープの導入、すなわち、音声接続料の水準多寡による市場影響の限定化を見据える中、今、政策的な観点から性急にデータ接続料原価の増加につながる見直しを行う必要があるのか、慎重な議論が必要と考えます。
- また、MNOに与える収支影響や、今後の更なるデータサービスへのシフトを踏まえたMVNOへの影響等についても、ステークホルダーから広く意見聴取等を行うべきと考えます。

25年度まで将来予測単価を提示済。当該期間の大きな変動は予見可能性を損なう

- 将来原価方式の導入の趣旨は、MVNOの予見可能性の確保のため。
- 本政策見直しによって既に公表している予測単価に大きな変動が生じるのであれば、MVNOの予見性向上は損なわれ、事業計画にも影響を与えることになり、本来の導入の趣旨に反するものとする。

将来原価方式の導入の趣旨

「将来原価方式」は、接続料が合理的な将来予測に基づき当年度開始前に算定されるため、当年度の接続料に関する予見性が向上すること、前々年度実績値に基づく支払いが不要となり、キャッシュフロー負担が軽減すること等のメリットがあるとともに、将来の複数年度の接続料が算定される場合には、予見性の一層の向上も期待されるものである。

（モバイル市場の競争環境に関する研究会 中間報告書（2019年4月））

MVNOへの影響





- 会計の整理にあたっては、収益と費用の関係を踏まえた整理が重要。
- 設備投資やコスト投下によって、移動体事業や固定事業、音声役務・データ役務それぞれどれだけ収益を獲得できるか、という考え方をベースに投資判断を実施。



- サービス提供開始後も、投資した設備に関して常に減損の兆候がないか確認・判断を実施。





- 前述の弊社の会計整理の考え方は、会計処理や手続きにおける主観性・恣意性の排除、経営実態の期間比較を可能とする**会計の継続性の原則を踏まえたもの**で、法令にも則ったものであると考えます。
- その整理方法や結果は、配賦基準を含めて、事業の実態と合致しているか、適正か否かを**監査法人によって監査を受けており**、否定されるものではないと考えます。

（参考）電気通信事業会計規則 ※第二種指定電気通信設備接続会計規則は電気通信事業会計規則に準拠

第四条 事業者は、次の各号に掲げる基準に従ってその会計を整理しなければならない。

- 一 財政状態及び経営成績について、真実な内容を表示すること。
- 二 すべての取引について、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成すること。
- 三 会計方針を每期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
- 四 その他一般に公正妥当と認められる会計の原則に従うこと。



引き続き、モバイル接続料算定の精緻化等に努めていく

- ・ 接続料の適正性確保やMVNOの予見可能性向上の観点から算定方法の精緻化を図ることは重要と考えます。
- ・ 本研究会を含めこれまで様々な議論が行われ、必要なルール整備がなされ、それを踏まえて当社でも精緻化に努めており、引き続き対応していく考えです。

基本的な考え方

予測値の算定方法 精緻化

- ・ 現在の予測においても、算定時点において把握可能な将来の見込みについて反映して算定しており、引き続き算定時点で把握可能な見込みについては、可能な限り反映していく考えです。
- ・ MVNOのご要望を踏まえて必要な情報について開示していく考えです。

利潤の精緻化、 需要の適正性確保

本研究会での議論を通じて整備されてきた様式にて考え方等についてご説明・ご報告をしていく考えです。

- ・ その他の論点に関する詳細については、巻末の「各論点に対する回答」にまとめておりますので、適宜ご参照いただけますようお願いいたします。



各論点に対する回答



論点	回答
予測値算定方法精緻化に向けた論点	- 現在の予測においても算定時点において把握可能な将来の見込みについて反映して算定しており、引き続き算定時点で把握可能な見込みについては反映していく考えです。 - ただし、将来の計画に関して、具体的かつ細かな粒度での見込みが存在しない場合があることについては留意が必要と考えます。
	一過性のものではない要因に関して、算定時点において把握可能な見込みについてパラメータ設定の考え方に反映させることは一定の合理性があるものと考えます。
	MVNOのご要望に応じて書面又は対面にて情報開示を行っており、引き続き情報開示に努めていく考えです。



論点		回答
原価の適正性の確保に向けた論点 [ステップ2・3]	① ステップ2・3については、引き続き毎年度の届出において各社の考え方及び配賦・抽出の状況を確認し、一貫性が担保されていることを確認することが適当ではないか。	ステップ2・3について、これまでの議論を通じて、検証に必要な様式が規定されてきたと認識しており、これまで提示してきている様式を基に確認していくことが適当と考えます。
	② 各費用項目を直課/配賦とする理由及び配賦とした場合の配賦比率の算出方法については、備考欄を用いて可能な範囲で説明することが適当ではないか。	各費用項目における配賦基準及びその値や配賦比率の算出方法に関しては、既に様式（備考欄を含む）の中で記載しております。引き続きその中で確認をしていくことが適当と考えます。



論点	回答
原価の適正性の確保に向けた論点 [ステップ 1] ③ ステップ 1 の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦に関する考え方について確認・検証を行うことが適当ではないか。例えば、固定資産価額比については、音声/データ伝送役務のトラヒック比に基づいて算出することについて検討してはどうか。	- スライド2～6のとおりです。 - なお、仮に配賦基準についての考え方を見直す場合、以下のような課題があると考えます。これらの課題に対して丁寧に議論すべきと考えます。 ＜トラヒックデータに関する定義等＞ ✓ 使用すべきデータの定義、測定箇所や抽出条件、重み付けの可否等 ✓ 上記データの取得の可否や各社における条件の整合性等 ＜音声接続料・データ接続料への影響＞ ✓ 仮に移動体接続料のみ見直しを行った場合、音声接続料の大幅減が見込まれ、MNOの経営に与える影響が大きい ✓ 仮に見直しを行った場合、データ接続料に係る費用増が見込まれ、MVNOの事業に影響（収支、事業計画等）を与えることが想定される ＜適用対象設備・費用の範囲＞ ✓ 仮に見直す場合、トラヒック比を用いた固定資産価額比について、どのような設備、費用項目に適用することが適当か
④ ステップ 1 における音声伝送役務/データ伝送役務の費用計上の考え方に変更が行われた場合、音声伝送役務/データ伝送役務に計上される費用が変動し接続料水準への影響が想定される。この場合、それぞれの接続料の負担事業者への影響についてどのように考えるか。例えば、トラヒック比に基づいて固定資産価額比を算出した場合、ステップ 1 におけるデータ伝送役務の原価の配賦割合が現状よりも高くなることが想定されるが、データ伝送役務に係る接続料は一貫して逓減傾向にあることから、仮に原価が増加したとしても接続事業者及び利用者への影響は限定的と考えられるのではないか。	- スライド2～3のとおりです。 - データ伝送役務に係る接続料が逓減傾向にあることだけをもって接続事業者や利用者への影響が限定的とすることは適切ではないと考えます。 - 音声・データの配賦基準の見直しによって、既に公表している予測単価に大きな変動が生じるのであれば、MVNOの予見可能性が損なわれ、事業計画にも影響を与えることになることから、ステークホルダーから広く意見聴取等を行いながら、慎重に議論する必要があると考えます。



論点	回答
利潤精緻化に向けた論点	① 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、引き続き予測の対象とする必要は認められないものの、今後もレートベース全体に占める割合の変化を観測し、一定の割合を超過した場合には予測の対象への追加を検討することが適当ではないか。 ② 複数事業者で接続料の共同算定をする場合については、移動電気通信役務に係る正味固定資産の総額が明らかとなるように様式の追加を行うことが適当ではないか。 ③ 原価の精緻化に向け、「固定資産価額比」についてトラヒック比等に基づいて算出すべきであれば、レートベースの大宗を構成する「正味固定資産」についても同様の考え方に基づいて音声・データ間で配賦することが適当ではないか - レートベースに占める投資その他資産及び貯蔵品の割合は小さく影響は軽微であるため特に予測は不要と考えます。 - なお、一定の割合については十分な議論の上、その値について設定をすべきものと考えます。 - 利潤の様式において、共同算定事業者のレートベースにおける正味固定資産価額の総額を記載していることから、現状でも確認することが可能だと考えます。 - スライド11の③の回答のとおりです。 - なお、正味固定資産価額は、役務別固定資産帰属明細表において音声・データに配賦された役務別固定資産をベースに算出しております。



論点	回答	
需要の適正性確保に向けた論点	① 各社の設備運用方針については引き続き一貫性が確保されているかとの観点から状況を確認することが適当ではないか。また、今次提出のあった設備運用方針に追加的に記載すべき内容について引き続き議論が必要ではないか。	• これまでの議論を通じて、整備されてきた内容にて確認していくことが適当と考えます。
	② 「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラヒックの関係」については、現時点で問題は存在しないと考えられるものの、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認する等の措置が必要ではないか。	
	③ 音声接続料の需要の算定方法については、各社で大きな違いがなく現時点では特段の問題は生じないと考えられるところ、今後算定の考え方に変更が生じた場合には、総務省への報告を求めることが適当ではないか。	• 考え方に変更があった場合は、総務省に報告することが適当と考えます。

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030

